

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成26年度 諮問受理第183号	平成26年12月16日 付け大市教委第 2397号	平成26年10月1日	不登校対策資料(市教委作成)の改善後資料求める。	教育委員会事務局 中学校教育担当	平成26年10月15日付け大市教委第1851号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため	平成26年12月9日	<p>処分の取り消しを求める。 就学事務の手引き <文初中第371号> S.30.9.30 「不登校」は、人権問題。 学校事務の手引き 文部科学省(冊子)の見解合致しない市教委資料の改善主張 H24.3月未明。 子どもへの配慮欠いた市教委資料</p> <p>実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成17年作成の不登校の手引きの改訂版資料」とであると解し、当該手引は、公開請求時点で改定作業中であったことから、該当する公文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。</p>
2	平成27年度 諮問受理第3号	平成27年4月21日 付け大市教委第 439号	平成27年3月17日	不登校対策「別室登校」資料求める。	教育委員会事務局 中学校教育担当	平成27年3月31日付け大市教委第3525号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得してらず、実際に存在しないため。	平成27年4月13日	<p>「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」(平成19年3月:文部科学省初等中等教育局児童生徒課)市民の声No.0810-10069-001-01回答(市教委:総務課)等々。 子どもの権利条約、改善されない大阪市教育委員会作成する不登校対策資料、2月10日「阿部野市民学習センターのどの子にもおこりうる不登校」講演、2月25日「浪速区保健福祉課の児童虐待～家庭的背景を抱える不登校から考える～」スクールソーシャルワーカースーパーバイザー講演。</p> <p>実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成17年作成の不登校の手引きの改訂版資料」とであると解し、当該手引は、公開請求時点で改定作業中であったことから、該当する公文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。</p>

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。